

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年6月30日
【会社名】	ユアサ商事株式会社
【英訳名】	YUASA TRADING CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐藤悦郎
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋大伝馬町13番10号
【電話番号】	(03)3665-6761
【事務連絡者氏名】	常務取締役財務部長 宮崎明夫
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋大伝馬町13番10号
【電話番号】	(03)3665-6761
【事務連絡者氏名】	常務取締役財務部長 宮崎明夫
【縦覧に供する場所】	ユアサ商事株式会社 関西支社 (大阪市中央区南船場2丁目4番12号) ユアサ商事株式会社 中部支社 (名古屋市名東区高社2丁目171番地) ユアサ商事株式会社 北関東支社 (さいたま市北区宮原町4丁目7番地5) ユアサ商事株式会社 千葉支店 (千葉市美浜区中瀬1丁目3番地 幕張テクノガーデンD棟内) ユアサ商事株式会社 横浜支店 (横浜市西区北幸2丁目10番39号 日総第5ビル内) ユアサ商事株式会社 姫路支店 (姫路市飾磨区三宅1丁目196番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成26年6月27日開催の当社第135回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

当社普通株式につき、平成26年10月1日を効力発生日として、10株を1株の割合で併合するものであります。

第2号議案 定款一部変更の件

事業継続性の強化、業務の効率化及び総合力の強化などを目的に、現行定款第3条の本店の所在地を東京都中央区から東京都千代田区に変更するものであります。なお、本変更につきましては、本店移転日の平成26年8月18日を効力発生日としてその附則第1条を設け、同日をもって本附則を削除するものであります。

第1号議案「株式併合の件」の承認可決とその効力発生を条件として、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため現行定款第5条の発行可能株式総数を4億株から4,000万株に変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため現行定款第6条を変更するものであります。なお、本変更につきましては、第1号議案における株式併合の効力発生日である平成26年10月1日をもって効力を生じる旨の附則第2条を設け、同日をもって本附則を削除するものであります。

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役として、佐藤悦郎、澤村和周、宮崎明夫、田村博之、白井良一、松平義康、佐野木晴生、田中謙一及び灰本栄三の9氏を選任するものであります。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、水町一実及び下村英紀の両氏を選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権・無効の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権・無効(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案 株式併合の件	171,910	320	38	(注)1	可決(99.32%)
第2号議案 定款一部変更の件	171,876	354	38	(注)1	可決(99.30%)
第3号議案 取締役9名選任の件					
佐藤悦郎	167,416	4,814	38		可決(96.72%)
澤村和周	171,572	658	38		可決(99.12%)
宮崎明夫	171,604	626	38		可決(99.14%)
田村博之	171,593	637	38		可決(99.13%)
白井良一	171,604	626	38	(注)2	可決(99.14%)
松平義康	171,595	635	38		可決(99.13%)
佐野木晴生	171,604	626	38		可決(99.14%)
田中謙一	171,604	626	38		可決(99.14%)
灰本栄三	169,966	2,264	38		可決(98.19%)
第4号議案 監査役2名選任の件					
水町一実	167,215	5,012	41	(注)2	可決(96.60%)
下村英紀	171,840	387	41		可決(99.28%)

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上